

# Ravissa/ALENシリーズ 正規認定サロン お取引規約

Ravissa/ALEN シリーズ正規認定サロン(以下甲という)は、株式会社ビューティガレッジ(以下乙という)との取引において、本規約を遵守する事を誓約する。

## 1. 不当廉売の禁止

甲は、本商品を販売する際、不当に商品を低い価格で供給することによって、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある行為をしてはならない(独占禁止法第19条・第2条第9項・一般指定第6項)。

## 2. 情報提供義務等

甲は、商品知識・品質管理・使用方法・美容商材においては美容技術等を修得するために、適時、乙の指定するセミナーを受講する。

## 3. 販売先への販売等

- ① 甲は、販売先への商品の販売に際しては、販売先に対し、適切な助言を行い、各種情報等を提供する。
- ② 甲は、販売先に対し、対面による相談販売又は説明販売を行い、適切な説明及びアフターサービスを行う。

## 4. 印刷物及び広告宣伝

- ① 乙は甲に対して印刷物の内容を予告無くして変更できるものとし、甲は乙に変更による補償を求めないものとする。
- ② 甲の営業上必要な本商品に関する広告・宣伝活動及び印刷物の作成については、甲の費用負担において行うものとし、その内容及びその正確性、充分性については甲が責任を負うものとする。尚、本商品を表示する印刷物については、予め乙に書面で提出し、乙の書面による事前承認を得るものとする。
- ③ 甲は本商品の商標、デザイン、画像等を広告・宣伝活動等(インターネットを用いる場合も含む)で使用しようとする場合は、事前に乙の書面による承諾を得るものとする。
- ④ 前項で使用する本商品の商標やデザインは、善良なる管理者のもと使用・管理するものとし、第三者へ譲渡、使用させてはならない。
- ⑤ 乙は甲の印刷物、広告・宣伝活動等が乙の業務等に支障があると判断した場合、甲に是正を求めることができるものとし、甲は正当な理由がない限り、これに従うものとする。

## 5. 販売方法・範囲の限定

- ① 甲は、目的・方法の如何を問わず、本商品をインターネットで販売してはならない。但し、乙が事前承認した場合はこの限りではない。
- ② 甲は、通信販売(TV・カタログその他のメディアを利用して商品を掲載・展示し、メディアにアクセスした消費者から通信手段で注文を受け、商品を販売する方法)を目的とする事業者

対し、本商品を提案し、または販売してはならないものとする。

- ③ 甲が前各項に違反し、乙からの是正要求にも応じない場合、乙は甲に対し、違反に係る本商品の販売代金に相当する違約金を請求することができるものとする。

#### 6. 営業上の責任

- ① 甲は、営業に関して甲の顧客又は第三者との間に争いが生じた場合、またはその恐れがある場合、速やかに乙に報告するものとし、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決するものとする。
- ② 乙が必要と判断した場合は、乙は甲に対して必要な助言を行うものとし、甲は正当な理由が無い限り、これに従うものとする。

#### 7. 指導

甲は、本規約の各条項に定める乙に対する義務について、甲のみならず甲の顧客が遵守するように監督する義務を負い、指導その他必要な措置を講じるものとし、甲の顧客による違反行為について、甲の顧客と連帯して責任を負うものとする。また、乙が必要と認めた場合、乙は甲の顧客に対し直接に情報提供(販売先、購入先等)を求めることができるものとし、甲は甲もしくは、甲の顧客が情報開示に従うよう指導をするものとする。

以上